

令和7年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度いばらきキャンプポータルサイト運営・保守管理業務

2 事業目的

本県が有する多様な自然環境、豊富な食材、首都圏からの近接性を活かした観光誘客を進めるため、キャンプ場の予約に直結する「いばらきキャンプポータルサイト」（以下、「ポータルサイト」という。）を効果的に運営し、本県キャンプの魅力を年間通じて発信することによって、「いばらきキャンプ」のブランド力の向上により誘客促進と観光消費額の増を図る。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 事業内容

「いばらきキャンプポータルサイト」(<https://ibaraki-camp.jp/>)において、以下の保守及びサイト運営、コンテンツ制作等において下記の業務を実施すること。

(1) ポータルサイトの運用・保守業務

- ア 「いばらきキャンプポータルサイト」のドメイン（ibaraki-camp.jp）を引き続き使用すること。
- イ ポータルサイトの運営にあたっては、他のホームページ等から独立したサーバ環境を構築し、耐障害性に優れ、セキュリティ面に十分配慮したものとし、別記「セキュリティ確保のため受託者が遵守すべき事項」に従うこと。
- ウ システムの運用管理及び保守を行う者を明確に定めリストを作成するとともに、障害発生時の緊急連絡体制を定め、県に提出すること。また、システムに障害が発生した場合は、直ちに県に報告を行うとともに、受託者の費用において対策を講じ、復旧を行うこと。
- エ システム環境（サーバ等）やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、県の下承を得たうえで、受託者において、変更や移行前にバックアップを行うとともに、変更や移行後に動作試験を行うなど、サイトの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。
- オ 安定稼働、個人情報及び機密情報の保護が図られるようにウイルス対策等セキュリティの保護に関する対策をとること。また、不正アクセス、ハッキング等に対処し、これらに問題が発生した場合迅速に対応すること。
- カ 通信されるデータ暗号化等によるデータ傍受や改竄を抑止する機能を確保すること。
- キ 適切なシステム運用管理及び保守を行い、ファイヤーウォール、ウイルスチェック等を設け、定期的にバックアップを行うこと。
- ク 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと30日間保管するとともに、システムログやアクセスログについても、取得から30日間は閲覧を可能とすること。
- ケ OS、ブラウザ対応は以下のとおりとする。

①OS 対応

[PC] Windows : 10/11、Mac OS : 11.0 以降

[モバイル] iOS : 最新版、Android : 最新版

②ブラウザ対応

Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari の最新版

(2) ポータルサイトの維持管理業務

- ア 「新着情報」や「楽しみ方」などの頻繁に情報更新が必要なコンテンツ部分は、現在のポータルサイトで使用しているWordPressなど、コンテンツ管理システム(CMS)による構築を行い、茨城県営業戦略部観光戦略課職員等(以下、「担当職員」という。)が随時、投稿・編集・削除できるものとする。(担当職員にその機能を操作可能とするログインID、パスワードをあらかじめ発行すること。)
- イ 上記について、専門知識を持たないユーザーでも容易に更新作業が行えるものとし、操作マニュアルを作成すること。
- ウ 県からの指示により、ポータルサイト内の情報の修正、更新(テキスト修正、画像差し替え等)を迅速に行うこと。なお、緊急の場合など受託者の判断により、修正・更新を行った場合は、速やかに県に報告すること。
- エ 新たなキャンプ場の登録については、県との協議のうえ、登録に必要な情報収集を行い掲載すること。
- オ 各キャンプ場施設の予約システムとの連動について維持管理を行うこと。
- カ インスタグラム「いばらきキャンプ (@ibaraki_camp)」のポータルサイトへの埋め込み掲載の維持管理を行うこと。
- キ サイトの構成(各コンテンツの位置や予約動線、検索項目など)については、ユーザーニーズに沿って適宜更新を行うこと。
- ク 外部からのお問い合わせフォームからのメールの転送を随時、担当職員に行うこと。
- ケ 県からの技術的な問い合わせや更新依頼及び不具合等に常に対応できるよう、サポート体制を整備すること。

(3) サイト内コンテンツの拡充・アクセス数向上に向けた取組

- ア 本県におけるキャンプの魅力をサイト上で紹介するため、ユーザーニーズに則ったコンテンツ(特集ページ、楽しみ方等)を制作すること。
- イ アに関連して、キャンプの情報発信に留まらず、周辺の観光資源や県産品等との連携を想定すること。また、コンテンツ内容については県と相談の上、決定すること。
- ウ 一時的なメディアなどへの露出によるアクセス数向上を目指すのではなく、県内キャンプ場事業者や関連団体などとの連携を図り、ポータルサイトへのアクセス数向上に効果のある取組みを提案すること。

(4) インスタグラムアカウントの運用

- ア いばらきキャンプの魅力を紹介する投稿を定期的(週2回を目安)に行うこと。
- イ 掲載文章には、ターゲットとするアウトドアユーザー層に訴求し、拡散やフォロワーの増加に効果的な#(ハッシュタグ)を用いるとともに、投稿が検索しやすいような工夫をすること。
- ウ ストーリーズの機能を適宜活用し、タイムリーな情報発信や投稿リーチ数を向上する工夫を行うこと。

エ 掲載キャンプ場などと連携し、フォロワー数を増やすための施策を提案・実施すること。

5 追加提案

仕様書に記載はないが、サイト運営にあたり有益な情報がある場合は提案すること。

6 納品等

(1) 納品すべき物品

ア 事業実績報告書	: データ・紙	1 部
イ ホームページ		
(ア) データー式 (バックアップデータ、ログデータ等)	: データ (DVD-R)	1 部
(イ) CMS 運用マニュアル	: データ・紙	1 部
(ウ) システム仕様書	: データ・紙	1 部

(2) 納期

令和 8 年 3 月 31 日

(3) 納品先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県営業戦略部観光戦略課 観光基盤担当

7 権利の帰属

作成されたポータルサイトの著作権は、全て県に帰属すること。ただし、受注業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作権は受注業者に留保する。

8 特記事項

令和 7 年 4 月 1 日よりポータルサイトが適切に運用されるようにすること。前年度と異なる受託者による運営となった場合には、公開にあたり、実際に表示されるページと元のソースを十分に確認し、その仕組みや表示に支障が出ないようにすること。また、次年度委託業者が変更になる場合は、4 月 1 日よりすみやかに運用されるように、全ての情報を引き継ぎ協力すること。

9 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び茨城県個人情報の保護に関する条例に則り、適正に取り扱うこととする。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

別記 セキュリティ確保のため受託者が遵守すべき事項

- (1) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用する場合には、ウェブサイトの名称、ドメイン名（URL）、IPアドレス、他者のクラウドサービス等を利用する場合はその事業者の名称その他県が必要とする情報をあらかじめ提出しなければならない。その際、県は提出されたウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができるものとする。
- (2) 受託者は、ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Web アプリケーション）」を参考にすること。
- (3) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- (4) 県は、本委託業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- (5) 受託者は、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前と、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。ただし、(4)を実施した場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用を行うプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- (7) 受託者は、県が監査を実施するにあたり、必要な情報を県に提供するとともに、他者のクラウドサービス等を利用してウェブサイトを構築又は運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- (8) 受託者は、監査等により脆弱性が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施しなければならない。